

国民健康保険証がカード型になります

平成21年4月1日から国民健康保険証がカード型になりひとりに1枚ずつ交付されます。

カード型の国民健康保険被保険者証(保険証)は

- 銀行のカードなどと同じサイズになり、いつでも持ち歩けます。
- 家族が同じ時間に別の医療機関を受診できるようになります。
- 旅行先や勤務先などに保険証を持ち歩けます。
- 携帯できるので、急な受診時も安心です。

退職者医療制度に該当する人の保険証は

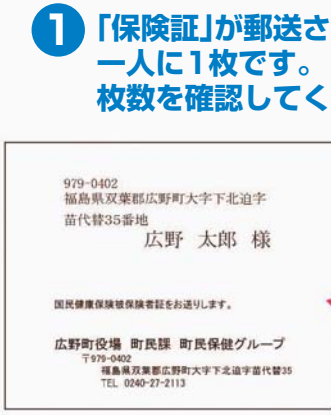
退職者医療制度で医療を受ける世帯の方にも、ひとりに1枚ずつ保険証が交付されます。(保険証に“退職”の記載があります。)

※届出のお願い……老齢(退職共済)年金を受給ようになった国民健康保険に加入している方とその扶養家族の方は、退職者医療制度で医療を受けることとなります。年金の加入期間などの条件がありますので、年金証書を持参のうえ国民健康保険の窓口で手続きをお願いいたします。


家族と離れて暮らす学生の保険証は(住所を異動する場合)

学生が修学のため家族と離れて暮らす場合は保険証が交付されませんので、必ず在学証明書(学生証は使用できません)を添えて、国民健康保険の窓口へ届出をしてください。また、卒業などの理由により学生でなくなった場合にも届出が必要です。

1 「保険証」が郵送されます。一人に1枚です。枚数を確認してください。



2 「保険証」を台紙からはがしてください。



3 はがした「保険証」の記載内容を確認してください。間違いがあれば届け出てください。勝手に書きなすと無効になります。

保険証をなくしたときや、破れて使えなくなったときは再交付しますので、国民健康保険の窓口へ届出をしてください。

■お問い合わせ先 町民保健グループ ☎27-2113